

文京区月議会一般質問一問一答全文掲載

クリックで該当ページへ飛べます

第1章 旧元町小学校跡地の順天堂への貸付料について	2
1. 園庭部分の取り扱いと貸付料算定について	2
2. 55%減額の整合性について	4
3. 公募の公平性と透明性について	5
4. 貸付料算定方法の客観性と行政責任について	6
第2章 介護事業における相次ぐ事業者交代と、公募制度の信頼性について	6
1. 利用者のご家族の不安について	6
2. 事業譲渡に至る経緯と、公募の公平性について	7
第3章 入学準備金制度における公平性について	8
第4章 多様な家族のあり方を尊重する理念と自治体の責任について	10
第5章 公共図書館の今後について	12
第6章 こどもの権利条例の実効性と「助けを求められる場所」について	14
【1点目：今、困っている子どもを誰が守るのか】	14
【2点目：通う場所で守られ方が変わらないか】	14
【3点目：権利擁護委員は「聞いて終わり」にならないか】	14
【4点目：制度の谷間で子どもを置き去りにしないために】	15
第7章 子どもへの性被害防止と初動対応の「見える化」について	16
【子どもが「言えない理由」への想像力】	16
【相談後の流れの「見える化」】	16
【「何かおかしい」を見逃さない初動対応】	17
第8章 「自分で選ぶ」と「安全」は両立できないのか	
～ 服装選択に関する判断基準の明確化について ～	19
第9章 障害の社会モデルに基づく「学校内」の学びのバリアフリー化について	21

区長は、大学院で公共政策を学ばれ、公共政策学修士でもあります。

私は、公共政策とは、社会の変化や現場の声を踏まえ、より良いものへ更新し続ける営みだと考えています。
その時に大切なのは、
「今、誰にとって困りごとや、生きづらさがあるのか」
という視点ではないでしょうか。

制度に合わせる人がいる時、
その人だけに努力や適応を求めるのではなく、
制度や環境の側を問い直していく。
それこそが、政治の責任だと私は考えます。

本日は、この視点から、
区民共有の財産を、どのような手続きと考え方で活用しているのか。
そして、子どもたちの権利や、心の安全が、制度の中で本当に守られているのか。
その点を中心に伺います。

複雑で難しい課題もあります。
しかし私は、
区長もまた、より良い文京区を目指している、
と信じています。
だからこそ、
区民の納得につながる誠実なご答弁を期待し、
伺ってまいります。

第1章 旧元町小学校跡地の順天堂への貸付料について

1 園庭部分の取り扱いと貸付料算定について

Q 海津

園庭の地下は順天堂が使っている。それなのに、なぜ、園庭部分を貸付料の対象外なのか伺います。
認定こども園の園庭の地下には、順天堂が利用する体育館や駐車場の一部があります。
しかし区は令和7年3月、園庭部分を貸付対象から外し、順天堂への貸付面積を約2,855㎡から約1,971㎡へ縮小しました。
区は、
「園庭は区が専用で使用するため貸付対象外」
「もともと貸付料に算入していないため、貸付面積が減っても貸付料に影響はない」
と説明しています。
しかし実態としては、地下は順天堂が利用しています。
区民感覚からすれば、
「地下は使う。でも貸付料は対象外」

この整理に疑問を持つのは自然ではないでしょうか。

しかも、この施設は、園庭下利用を前提に設計されています。

つまり、約2,855㎡の土地全体があったからこそ、現在の施設配置が成り立っているとも考えられます。

そこで伺います。

地下利用という実態があるにもかかわらず、なぜ園庭部分を貸付料の対象外にできるのか。

また、園庭部分を除外しても現在の施設設計が成立すると、どのような根拠で判断しているのか。区民にも分かるよう説明してください。

A 区長

最初に、元町ウェルネスパークに関するご質問にお答えします。

まず、事業計画範囲の面積等についてのお尋ねですが、

本事業については、平成31年3月に公表した「旧元町小学校の整備と元町公園の一体的活用事業 事業者公募型プロポーザル募集要項」に基づき、公募を実施いたしました。

その際、公募時の事業者からの質問に対して、認定こども園の園庭部分については、区が使用するため、貸付料の算定面積から除くことを、全参加予定事業者に回答しております。

また、土地の権利関係を整理する中で、昨年3月に、認定こども園として専有使用する園庭については、事業用定期借地権の範囲から除いたところです。

一方、事業計画範囲の面積については、基本協定書において、当初から園庭部分も含めて定めております。事業計画範囲に変更はなく、園庭の地下に体育館を整備し使用することについても、区と事業者において合意しているものです。

なお、土地の貸付料の算定にあたっては、地下にある建物等についても対象としております。

次に、貸付面積の変更等についてのお尋ねですが、

先ほどご答弁申し上げたとおり、基本協定書における事業計画範囲の面積については変更がないことから、貸付面積の変更に伴い減額率も変更すべきという、議員のご指摘は当たらないものと認識しております。

海津の考え

区長は、園庭部分を貸付料の算定面積から除く一方で、「事業計画範囲に変更はない」と答弁しました。つまり、園庭部分を含む土地全体を使って現在の施設計画が成り立ち、園庭地下には順天堂が使用する体育館も整備されています。

さらに、情報公開で入手した区とコンサルタントとの当時の打合せ記録を見ると、区側から、園庭部分が二重に差し引かれているようで「腑に落ちない」との疑問が示されていたことも分かりました。

これは重要です。

現在、区は貸付料の算定は適正だったとの立場ですが、算定過程では区自身が疑問を持っていたのです。では、その疑問について、どのような検証を行い、なぜ最終的に問題ないと判断したのでしょうか。

また、園庭部分を貸付面積から除外しながら、その地下は順天堂が利用し、事業計画範囲には園庭部分も含まれたままです。こうした土地利用の実態を踏まえても、現在の貸付料が適正なのか、客観的な検証が必要だと考えます。

この問題については、住民監査請求を受け、7月24日から個別外部監査が実施されています。

だからこそ、当時の打合せ記録や算定資料を丁寧に検証し、区自身が抱いていた疑問がどのように解消されたのかも含め、区民に分かる形で明らかにしてほしいと考えています。

2 55%減額の整合性について

Q 海津

区は、順天堂への土地貸付料について、約55%という大幅な減額を行っています。

その理由として区は、

- ・ 本来この土地で建てられる建物規模に対し、順天堂が約45%分を使っていないこと
 - ・ 認定こども園による制約（約10%）
- をあわせて、55%だと説明してきました。

しかし、区は認定こども園の園庭部分を除外し、貸付面積を約2,855㎡から約1,970㎡へ縮小しました。

そうであるならば、本来建てられる建物規模そのものも小さくなる以上、「使っていない割合」も変わると考えるのが自然ではないでしょうか。

順天堂の実施設計を前提に試算すると、「使っていない割合」は当初の約45%から約19%程度になる可能性があります。

だとすれば、減額率も55%ではなく、約29%程度になります。

それにもかかわらず、

貸付面積は小さくなる。

一方で、55%減額はそのまま。この2月の土地貸付料の見直しでも55%維持しています。

これでは、区民から

「二重に優遇しているのではないか」

と疑問を持たれても無理はないのではないのでしょうか。

しかも、その差額は年間約1,500万円規模になる可能性があります。

1,500万円あれば、放課後の子どもの居場所づくりや、学校で困っている子どもへの支援を、もう一歩前に進められるかもしれません。

伺います。

貸付面積を縮小したにもかかわらず、なぜ55%減額を維持しているのか。区民が納得できる具体的な算定根拠を、数値も含めて説明してください。

3 公募の公平性と透明性について

Q 海津

次に、公募の公平性について伺います。

西館の貸付料は、令和4年の算定時から、

園庭は順天堂が使えないとして、園庭部分を除外し、
建物で順天堂が使う部分だけを支払う床面積割合で按分し、
さらに、建設上の制約を理由に約55%もの減額
が行われています。

区は、

「園庭部分の除外や床面積割合は減額ではなく、順天堂が使う範囲を整理した当然の計算」と、説明します。
区の説明は理解します。

しかし、

上記の条件で計算すると、その結果、貸付料は本来の水準から約8割近く下がっています。

しかも、こうした貸付料に大きく影響する条件は、

公募時に具体的に示されていたと言い難い

ものです。

もし最初から示されていれば、

応募の判断や提案内容、場合によっては応募そのものが変わった可能性
もあったのではないのでしょうか。

私は、ここで問われるのは、

金額そのもの以上に、公募の公平性と透明性

だと考えます。

そこで伺います。

貸付料に大きく影響する条件が、選定後に次々整理・追加され、結果として貸付料が大きく下がる状
況を、公平・公正な公募と言えるのか。

また、この決定プロセスについて、区長は区民への説明責任を果たしていると考えているのか、認識
を伺います。

A 区長

本事業については、募集要項に基づき実施しております。貸付料については、導入する公共機能の内容等や歴史性の継承などにより、事業者が敷地に建設する建約を受けることを考慮し、減額も含めた額を参考地代として募集要項に示しているなど、事業者選定後に条件を整理・追加したものではないです。また、本案件については、他の公有財産と同様、公有財産管理運用委員会において貸付料を決定しております。

海津の考え

私が問うたのは、「参考地代が公募時に示されていたか」だけではありません。

貸付面積が約2,855㎡から約1,971㎡へ大きく変わったにもかかわらず、約2,855㎡を前提に算出した容積未消化による減額を、そのまま維持することが合理的なのかという問題です。

また、貸付料を大きく左右する具体的な算定方法や条件が、公募参加者にどこまで明確に示されていたのかという公平性・透明性の問題もあります。

区長は「事業者選定後に条件を整理・追加したものではない」と答弁しましたが、私が示した具体的な疑問への説明にはなっていません。

公有財産管理運用委員会で決定したという「手続き」だけでなく、その判断が合理的だったのか、改めて検証する必要があります。

4 貸付料算定方法の客観性と行政責任について

Q 海津

最後に、貸付料算定について伺います。

区有財産は、区民共有の財産です。

だからこそ区には、

その価値を適正に評価し、適正な対価を得る責任があります。

ところが西館では、

55%減額

園庭部分の除外

地下利用

など、複数の特殊条件があるにもかかわらず、

土地貸付料は路線価方式

で算定されています。

一方で、

区が土地を取得する際や、順天堂東館の貸付料算定では、不動産鑑定評価が行われています。

一般に、路線価は、不動産鑑定価格の8割程度が目安

とも言われています。

区民から見れば、

「区が買う時は慎重に鑑定する。順天堂に貸す時は、なぜ鑑定ではなく路線価方式なのか」

という疑問が生じて不思議ではありません。

また、一般的に路線価方式は、社会福祉施設等の公共性が極めて高い案件で採用される手法です。しかし、順天堂の事業は営利活動も伴うものであり、福祉事業とは異なります。

しかも今回は、地下利用を伴う特殊案件です。

本当に、

路線価方式だけで適正な価値を評価できるのでしょうか。

そこで伺います。

なぜ西館については、不動産鑑定評価を行わず、路線価方式を採用したのか。

また、

区民共有の財産について、客観性・適正な対価をどのように担保したのか、区長の認識を伺います。

A 区長

元町ウェルネスパークの西側敷地の土地貸付料は、他の公有財産と同様に、相続税路線価に必要な補正を加えた利回りを乗じて計算しております。相続税路線価による適正な算定により、貸付基準が明確になり、土地のより正確な評価が可能となっているものと認識しております。

なお、元町ウェルネスパーク東館の建物貸付料については、相当年数が経過した建物を保全するための復元的改修を実施していることから、不動産鑑定評価により算定しております。

海津の考え

情報公開で確認したところ、文京区の公有財産管理規則では、普通財産を貸し付ける場合、貸付料は「適正な時価により評定した額をもって定めなければならない」とされています。

区長は、相続税路線価に必要な補正を加えることで「より正確な評価が可能」と答弁しました。

しかし、今回の土地には、園庭部分の除外、園庭地下の利用、容積未消化による大幅な減額など、通常とは異なる条件が重なっています。

問われるべきは、単に「路線価方式で計算したから適正」ということではなく、その算定結果が、公有財産管理規則が求める「適正な時価」になっているのかという点です。

区有財産は区民共有の財産です。

これほど特殊な条件が重なる土地だからこそ、不動産鑑定評価など客観的な検証も行い、実際の土地利用や市場価値を踏まえて「適正な時価」であることを区民に説明する責任があると考えます。

第2章 介護事業における相次ぐ事業者交代と、公募制度の信頼性について

1 利用者のご家族の不安について

Q 海津

区立高齢者施設で、事業者交代が相次いでいる問題について伺います。

高齢者施設にとって大切なのは、建物ではなく、慣れた職員との関係や、安心して相談できる環境です。

だからこそ、運営主体が変わることは、

「今の支援は続くのか」

「慣れた職員はどうなるのか」

「また環境が変わるのか」

という、利用者や家族の大きな不安につながります。

しかし今、文京区では、白山の郷、千駄木の郷、そして再び白山の郷と、事業者交代が相次いでいます。

今回、白山の郷を運営する芙蓉会は、区内複数の高齢者施設等も担っており、利用者は少なくとも450人にのぼります。

その芙蓉会が、事業運営から退き、別事業者への事業譲渡が決まりました。

区が「安定運営できる法人」として公募で選定し、令和6年9月に協定を結んだ法人芙蓉会が、令和7年4月の運営開始から、わずか1年余で運営主体が変わることになります。

この間、区は運営状況の把握をどのように行っていたのか。区による事情徴収の時期、回数、内容を時系列でお示しください。

さらに不安に向き合う利用者・家族・職員へのケアはどのように行うのか。

また、区長は、この事態をどう受け止めているのか、認識を伺います。

2 事業譲渡に至る経緯と公募の公平性について

Q 海津

今回の最大の疑問は、契約書にも協定書にも明確な位置付けのない「事業譲渡」が、なぜ認められるのかという点です。

区は予算特別委員会で、

「施設使用終了は1年6か月前までに申し出る契約」

と説明しました。

つまり区は、突然の事業終了を防ぎ、早い段階で把握する仕組みを契約に入れていたということです。

ところが今回、区が「安定運営できる法人」として選定し、令和6年9月に協定を結んだ法人が、令和7年4月の運営開始からわずか1年余で、別事業者への事業譲渡を進めています。

しかも、その手続きは契約書にも協定書にも明確に定められていません。

区は、事業継続が難しくなる可能性を、いつ、どの段階で把握していたのか。

また、なぜ「事業終了」ではなく「事業譲渡」という判断に至ったのか。

この方向性は芙蓉会側からの提案なのか、それとも区が利用者保護の観点から提案したものなのか、時系列で説明してください。

私は、利用者保護のために必要な対応を否定するものではありません。

しかし、選ばれた法人が短期間で別法人に代わることが認められるなら、公募の意味そのものが問われます。

白山の郷の公募には、芙蓉会を含め3法人が応募していました。

当時応募した他の事業者は、このプロセスを公平だと受け止めるのでしょうか。

区は、どのようなルールで運営主体の変更を認めたのか。

なぜ、再公募や再審査を行わないのか。

また、事業譲渡によって、現事業者に不当な経済的利益が生じないことを、区はどのように確認し、担保するのか。

再公募も含め、どのような選択肢を比較し、なぜ事業譲渡が最も適切だと判断したのか。

利用者保護と公募の公平性をどう両立させるのか、区民に分かる言葉で説明を求めます。

A 区長

当該施設に関する事業運営の方向性について、

現時点では、法人間で様々な手続きを調整、検討、実施している段階です。

法人の活動や安定した事業運営に支障を与えることのないよう、情報の取り扱いについては慎重な対応が必要であることから、詳細についての答弁は差し控えさせていただきます。

一方で、議員ご指摘のとおり、利用者及び家族が不安なく介護サービスを利用できることが重要であると認識しております。

社会福祉法人における「事業譲渡」に関しては、利用者及び職員の利益を守りながら、良質な福祉サービスを継続して提供できる方法のひとつとして国がガイドライン等を定めており、各法人における安定的な運営においては、この方法を含め、法人の自主的な判断のもと、日頃から様々な検討がなされているものと認識しております。区としては、引き続き介護サービスの安定的な提供に向け、各法人における判断を尊重しながら必要な支援に努めてまいります。

なお、令和6年度に実施した公募時点における評価は適切に行われており、公平性等、その後の判断には影響しないものと認識しております。

海津の考え

区長答弁を聞いて、最も気になったのは、「法人の自主的な判断」という言葉です。

もちろん、社会福祉法人による事業譲渡という仕組みそのものを否定しているわけではありません。

しかし今回問うているのは、一般的な民間法人同士の事業譲渡ではありません。区有施設を活用し、区が公募・審査を行い、「安定的に運営できる」と判断して選定した法人が、事業開始からわずか1年余で運営主体を変更しようとしている問題です。

区長答弁では、事業継続が難しくなったことを区がいつ把握したのか、なぜ再公募ではなく事業譲渡なのか、どのような選択肢を比較したのか、そして譲渡によって現事業者に不当な経済的利益が生じないことをどう確認するのか、という質問には答えられませんでした。質問では、まさにこれらの点を具体的に尋ねています。

さらに区長は、「令和6年度に実施した公募時点における評価は適切に行われており、公平性等、その後の判断には影響しない」としています。

しかし、公募の信頼性は「選定した時点だけ適切だった」で終わるものではないと考えます。

選定から短期間で運営主体が変わるのであれば、なぜそうなったのかを検証し、その結果を次の事業者選定や契約のあり方に生かすことが行政の責任です。

そして何より、450人という数字の向こうには、利用者一人ひとりの暮らしがあります。

高齢者福祉は、事業者が変わっても同じサービスを提供すればよい、というものではありません。慣れた職員との関係や、相談できる人がいること、その場所で積み重ねてきた安心そのものが支援の一部です。

だからこそ、「法人間の問題」として扱うのではなく、区が公募で選定した事業である以上、利用者・家族・職員への影響、公募の公平性、事業者選定の検証まで、区が主体的に責任を持つべきだと考えます。

第3章 入学準備金制度における公平性について

Q 海津

区長に伺います。

来年早々に実施予定の「入学準備金制度」についてです。

本制度は、所得制限を設けず、高所得世帯を含む幅広い層を対象とする一方で、生活保護世帯や就学援助受給世帯の子どもたちは対象外としています。

予算特別委員会で区は、「既存制度がある層を除き、制度のない層を支援する」と説明しました。しかし、生活保護や就学援助は、本来、子どもが最低限の教育環境を維持するための制度です。

私は、「既存制度がある」という理由だけで対象外とする考え方が、子どもたちの実態に即しているのか、疑問を感じます。同じ「入学」という人生の節目を迎える子どもたちに対し、そこにどのような公平性があるのでしょうか。

他自治体では、生活保護制度上の収入認定の整理や、入学祝金等の仕組みを活用し、これらの世帯も含めて支給している例があります。つまり、制度上できなかったのではなく、区として対象外とする判断をしたということです。

そこで伺います。

今回、生活保護世帯や就学援助世帯を対象から除外したのは、制度上不可能だったのか。それとも、対象としないという政策判断だったのか、明確な答弁を求めます。

また、その判断は、本年4月施行の「文京区こどもの権利条例」が掲げる「こどもの最善の利益」と、どのように整合すると考えているのか、区長の具体的な認識を伺います。

A 区長

区では、「こどもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、各施策において必要な取り組みを適切に実施しております。本制度は、幅広い層の家庭の経済的負担を軽減することで、子育て世帯を後押しするものであり、格差を広げるものではありません。

こうした取り組みが結果として、こどもの最善の利益に資するものと考えております。

A 教育長

本事業は、昨年6月に国から発出された現下の物価高に対して地域の実情に応じた取組みの検討を求める通知を受け、子育て世帯全体の教育にかかる経済的な負担を軽減することを目的に事業化したものです。

支援が必要な世帯の教育費については、

従前から就学援助制度等により物価高騰も加味した一定の経済的な負担の軽減が図られているものと認識しております。

本事業はこれまで対象外だった中間層等を対象とすることで、従前からある制度を補完し、子育て世帯全体を後押しする事業として設計したものです。

そのため、支援を必要とする世帯を対象から除外するために準備金としたものではありません。

入学準備金の支給により、子どもがいるご家庭の教育にかかる経済的負担が軽減され、本区の子どもたちは皆公平に入学の準備を進めてもらえるものと考えており、結果として、こどもの最善の利益に資するものと捉えております。

なお、支援が必要な世帯については、塾代助成や自然体験教室の費用補助などの事業も行っているほか、様々な子育て支援メニューを用意し多面的に支援を行っているところです。

また、「祝金」については、教育費の負担軽減とは趣旨が異なる事業であると考えております。子育て世帯への給付については、子育て世帯への支援全体の枠組の中で検討すべき課題であると認識しております。

海津の考え

教育長は、生活保護世帯や就学援助世帯については、すでに一定の経済的支援があるため、今回の入学準備金は「これまで対象外だった中間層等」を支援する制度として設計したと答弁しました。

しかし、私が問うたのは、「別の支援制度があるかどうか」ではありません。

所得制限を設けず、高所得世帯にも支給する新たな入学準備金を創設する一方で、経済的に最も支援を必要とする世帯の子どもたちを対象外とすることが、本当に「公平」と言えるのかということです。

生活保護や就学援助は、最低限必要な教育環境を保障するための制度です。それを受けていることを理由に、新たな子育て支援から外すことが当然であってはならないと考えます。

区長は「格差を広げるものではない」、教育長は「本区の子どもたちは皆公平に入学の準備を進めてもらえる」と答弁しました。

しかし、制度をつくる時に大切なのは、制度ごとに「支援されているか」を見るだけではなく、一人の子どもの立場から、支援全体がどう届いているのかを見ることではないでしょうか。

文京区では、この4月から「こどもの権利に関する条例」が施行されています。

だからこそ、「既存制度があるから対象外」ではなく、すべてのこどもの最善の利益という視点から、本当にこの線引きでよいのか、改めて検証する必要があると考えます。

また、区長は、生活保護世帯や就学援助世帯を除外したのは、政策判断だったのかの問いには答えていません。

重要なことなだけに、確認していきます。

第4章 多様な家族のあり方を尊重する理念と自治体の責任について

Q 海津

区長に伺います。

文京区は、男女平等参画推進条例やパートナーシップ宣誓制度を通じ、多様な生き方や家族のあり方を尊重する姿勢を示してきました。

私は、法制度の技術論ではなく、文京区のトップとして、「個人の尊厳」や「多様な家族のあり方」をどのように認識しているのか、その姿勢を伺います。

まず、パートナーシップ宣誓制度についてです。

文京区は、同性カップルを「尊重すべき存在」として位置付ける主体的な価値判断を示しています。

しかし現実には、法律婚が認められていないことで、相続、親権、税制、医療同意など、人生の根幹に関わる場面で不利益や不安定さが残されています。

また、病院での面会や住居契約なども、法的保障ではなく、周囲の理解や配慮に委ねられている場合があります。

そこで伺います。

区長は、

「配慮によって支えられている状態」と、「法的な権利として保障されている状態」の違いを、どのように認識されていますか。

次に、自治体の責任についてです。

区長はこれまで、同性婚や選択的夫婦別姓について「国の動向を注視する」と答弁されてきました。

確かに法制度そのものは国の所管です。

しかし、文京区が理念を掲げ、当事者を尊重すべき存在として位置付けた以上、「国の制度だから」と整理するだけで、自治体の責任を果たしたと言えるのでしょうか。

制度の狭間で生きづらさを抱える区民に対し、

「今、自治体として何ができるのか」

を問い続けることこそ、基礎自治体の役割ではないでしょうか。

区長は、理念を現実の安心につなげる自治体の役割を、どのように認識されているのか伺います。

次に、選択的夫婦別姓についてです。

現行制度では夫婦同姓が前提となっており、改姓による負担や不利益を受ける方がいます。

一方、選択的夫婦別姓は、同姓を望む人に変更を求める制度ではなく、同姓か別姓かを選べる制度です。

その中で、現在の制度が「同姓」を法律上の前提としていることについて、区長は、「個人の尊厳」や「自己決定」の観点から、どのように受け止めているのでしょうか。

多数派には見えにくくても、制度の前提からこぼれ落ち、生きづらさを抱える区民が現実存在します。

自治体として、現時点で何ができ、何ができないと整理しているのか。

区長の明確なご答弁を求めます。

A 区長

まず、パートナーシップ宣誓制度に関する認識についてのお尋ねですが、

区のパートナーシップ宣誓制度は、同性パートナー関係にある方々が、様々な場面で二人の関係を尊重した公平かつ適切な対応を受けられるよう、区が関係機関に配慮を求めるものであり、法的権利として関係性が一律・安定的に保障される状態とは異なるものと認識しております

次に、区の役割についてのお尋ねですが、

同性婚の法制化や選択的夫婦別姓制度の導入は、国において議論がなされるべきものであり、区の役割は、多様な性のあり方や家族の形を尊重し、区民が安心して生活できる環境を整えることであると認識しております。

今後とも、国や都の動向を注視しつつ、パートナーシップ宣誓制度 によって利用できる行政サービスの拡大やS O G Iに関する啓発活動 など、区としてできる取り組みを着実に推進してまいります。

次に、選択的夫婦別姓制度についてのお尋ねですが、
現行の夫婦同氏制度においては、改姓した方の職 業生活や日常生活の不便や不利益、アイデンティティの喪失などの問題が指摘されていることを認識しております。

現時点で、区独自の対応を検討する考えはございませんが、今後とも国の動向を注視してまいります。

海津の考え

区長は、パートナーシップ宣誓制度について、「配慮を求める制度」と「法的権利として一律・安定的に保障される状態」は異なると明確に答弁しました。

この認識は、とても重要だと考えます。

一方で、同性婚や選択的夫婦別姓については、国で議論されるべき課題であり、「国の動向を注視する」との答弁にとどまりました。

もちろん、婚姻制度そのものを変えるのは国です。

しかし、国の制度が変わるまでの間にも、文京区には、制度の狭間で不利益や生きづらさを抱えて暮らしている区民がいます。

文京区はすでに、男女平等参画推進条例やパートナーシップ宣誓制度を通じて、多様な性や家族のあり方を尊重するという理念を掲げています。

であるならば、自治体の役割は「国の動向を注視する」だけではなく、区の制度や行政サービスの中に残る不利益を一つひとつ点検し、今できることを具体的に進めることではないでしょうか。

特に選択的夫婦別姓について、区長自身が、改姓による「職業生活や日常生活の不便や不利益、アイデンティティの喪失」が指摘されていることを認識しながら、「区独自の対応を検討する考えはない」としたことには疑問が残ります。

制度を変える権限がないことと、自治体として何もできないことは同じではありません。

理念を掲げるだけで終わらず、「今、このまちで暮らしている人の困りごとを少しでも減らすために何ができるのか」を問い続け、具体的な施策につなげることが、基礎自治体の責任だと考えます。

第5章 公共図書館の今後について

Q 海津

小石川図書館の改築は、今後数十年使われる、文京区にとって大きな公共投資です。

区は「中間のまとめ」において、

文化的で豊かな生活を支える学びの拠点
多様な人の交流や賑わいの創出
を掲げています。

一方、世界の図書館は今、
「本を借りる場所」から、
学び、対話し、地域とつながる場へと役割を広げています。

公共施設は、一度建てると簡単には変えられません。

だからこそ、建てる前に、
「今の延長」ではなく、
50年、100年後を見据えた図書館像
を描くことが重要ではないでしょうか。

小石川図書館改築にあたり、区は、
従来型の図書館機能の更新にとどまらず、
子どもや若者、高齢者、居場所を必要とする人、
学び直しや地域交流も含めた未来の図書館像
を、どのように描いているのか。

また、
区が掲げる「学びの拠点」「交流の創出」という理念を、
どのような機能として具体化しようとしているのか、伺います。

A 教育長

50年、100年後の図書館像については、お答えすることはできませんが、将来的なニーズを見据えた、だれもが利用しやすく居心地のよい図書館の実現に向けて検討を進めることが重要であると考えております。小石川図書館の建替えに当たっては、地域の身近な「学びの拠点」として、資料の収集・保存・貸出といった基礎的なサービスに加え、ライフステージに応じた催しや多様な学習活動等に対応できる図書館を目指しております。

具体的には、図書館で静かに読書や勉強をしたいというご要望がある一方、絵本の読み聞かせやグループ学習、小石川図書館の特性である音楽を生かした空間づくりなど、一定のざわめきを許容する環境も求め

られていることから、多様な活動に対応できるような空間づくりが重要と考えております。

海津の考え

答弁では、これからの小石川図書館について、静かに読書や勉強をする場だけでなく、読み聞かせやグループ学習、音楽を生かした空間など、「一定のざわめき」も許容し、多様な活動に対応できる空間を目指すことが示されました。

図書館を単に本を借りる場所として捉えず、多様な学びや活動の場として考えていることは評価したいと思います。

一方で、「50年、100年後の図書館像については答えることはできない」との答弁には、疑問が残りました。

もちろん、50年後、100年後の社会を正確に予測することはできません。

しかし、未来を予測することと、未来に向けた理念やビジョンを描くことは違います。

小石川図書館は、建て替えれば今後数十年にわたり使われる公共施設です。

だからこそ、今ある図書館サービスを新しい建物に移すという発想だけではなく、

「これからの地域に公共図書館は何のためにあるのか」

「子どもや若者、高齢者、居場所を必要とする人にとって、どんな場所であってほしいのか」

「学び直しや交流、地域とのつながりをどう支えていくのか」

という未来像を、建物や部屋の配置を決める前に議論することが必要だと考えます。

そして、その答えを行政だけで決める必要ありません。

子どもや若者を含め、実際に図書館を使う人、今は図書館を使っていない人、地域で暮らす人たちと一緒に、「これからの公共図書館」を考えていくことが重要です。

答弁で示された「学びの拠点」「多様な活動」「居心地のよい図書館」という方向性を、具体的にどのような機能や空間として実現するのか。

未来は分からないから描けないのではなく、未来が分からないからこそ、変化に対応できる図書館を、今みんなで考える。

小石川図書館の建て替えを、その機会にしてほしいと考えています。

第6章 こどもの権利条例の実効性と 「助けを求められる場所」について

Q 海津

区長に伺います。

本年4月から、「文京区こどもの権利条例」が始まりました。

私は、この条例は子どもを守るための大切な一歩だと思っています。

しかし、条例は、つくっただけでは意味がありません。

子どもが困った時、

「助けてと言っているんだ」

「ちゃんと守ってもらえるんだ」

そう思えることこそ、何より大切ではないでしょうか。

一方で、相談・救済の中心となる「こどもの権利擁護委員」の開始は10月予定です。

つまり今は、条例は始まった一方で、助ける仕組みの本体は、まだこれからという時期です。

そこで、この間、子どもをどう守るのか、4点伺います。

【1点目：今、困っている子どもを誰が守るのか】

現在の窓口は、主に相談や助言です。

では、今、深刻な権利侵害が起きた時、誰が、どの部署が、事実確認や学校・関係機関との調整を行い、子どもを守るのでしょうか。

現在の体制を、単なる相談窓口ではなく、実際に解決につなげる仕組みとして、どう位置付けているのか伺います。

【2点目：通う場所で守られ方が変わらないか】

子どもにとって、区立か私立か、公立か民間かは関係ありません。

そこは毎日をごす、大切な場所です。

条例に基づく相談や救済は、文京区にいるすべての子どもが対象であり、通う場所によって守られ方が変わることはないと考えてよいのか伺います。

【3点目：権利擁護委員は「聞いて終わり」にならないか】

10月開始予定の権利擁護委員について伺います。

学校や民間施設などで権利侵害が疑われる場合、区の権限が及ばない相手に対しても、必要な事実確認や関係者との調整を行い、改善につなげていく想定なのでしょうか。

「話を聞いて終わり」では、子どもは守れません。

どこまで実態把握と改善につなげる仕組みとして考えているのか、具体的に伺います。

【4点目：制度の谷間で子どもを置き去りにしないために】

4月から10月までに寄せられた相談のうち、解決に至っていないものについて、擁護委員開始後に必要な調査や支援につなげることを想定しているのでしょうか。

制度の切り替わりで、困っている子どもが置き去りになってはなりません。

相談を継続して支える仕組みについて伺います。

A 区長

まず、現時点での救済体制についてのお尋ねですが、

こどもの権利擁護委員は、本年10月に設置する予定ですが、設置されるまでの間に事案が発生した際には、その事案に応じた部署が中心となり、学校や関係機関等と連携するほか、虐待が疑われる場合には、児童相談所等と協力して支援するなど、こどもの安全確保や課題解決に向けた、必要な対応を行っているところです。

次に、救済の対象についてのお尋ねですが、

「こどもの権利に関する条例」に基づく救済の対象は、本区に在住、在学、在勤など、区内で生活し、活動する18歳未満の方等としております。

したがって、こどもが通う場所によって権利保障の扱いが変わることはありません。

次に、こどもの権利擁護委員の仕組みについてのお尋ねですが、

こどもの権利擁護委員は、こどもの権利侵害に関する相談を受けた際に、こどもの最善の利益を守る観点から、必要に応じて事実確認のための調査や調整を行います。また、区の指導権限が直接及ばない相手先に対しても、相談内容を丁寧に把握した上で、関係機関との連携や協力を得ながら、状況確認や必要な働きかけを行うことを想定しております。

今後は、相談から事実確認、関係機関との調整や改善要請に至るまで、より実効性のある仕組みとなるよう、先行自治体の事例等を参考に研究を進めてまいります。

次に、解決に至っていない案件への対応についてのお尋ねですが、

こどもの権利擁護委員が設置されるまでの間に寄せられた権利侵害に関する相談については、まずは所管部署において丁寧に相談を受け止め、必要に応じて関係機関との連携や調整を行いながら、こどもの最善の利益の実現に向けて対応してまいります。権利擁護委員が設置された際に継続している案件については、内容を精査した上で、必要に応じ引き継いでまいります。

海津の考え

今回の答弁で、大切なことがいくつか確認できました。

まず、こどもの権利条例に基づく救済は、区立学校だけではなく、私立・国立学校や民間施設などに通う子どもも対象であり、「こどもが通う場所によって権利保障の扱いが変わることはない」と明確に答弁されました。

さらに、10月に始まる「こどもの権利擁護委員」は、相談を聞くだけではなく、必要に応じて事実確認のための調査や調整を行い、区の指導権限が直接及ばない相手に対しても、関係機関と連携しながら状況確認や必要な働きかけを行うことも示されました。

これは重要な答弁です。

また、権利擁護委員が始まる10月までに寄せられ、継続している案件についても、内容を精査した上で、必要に応じて権利擁護委員へ引き継ぐことが確認できました。

一方で、制度はつくるだけでは、子どもの権利を守ることにはなりません。

区長答弁でも、「相談から事実確認、関係機関との調整や改善要請に至るまで、より実効性のある仕組み」とするため、今後も研究を進めるとしています。

大切なのは、子どもが勇気を出して声を上げた時に、「話を聞いてもらった」で終わらず、必要な調査や調整が行われ、実際の環境改善や救済につながることです。

そして、学校や施設の種類、区に指導監督権限があるかどうかによって、守られる子どもと守られない子どもが生まれてはなりません。

「相談していいんだ」

「声を上げたら、ちゃんと動いてもらえる」

子ども自身がそう信じられる制度になって初めて、条例は生きたものになると考えます。

10月の権利擁護委員のスタートをゴールにするのではなく、実際に子どもの権利侵害を救済できる仕組みとして機能しているのか、今後もしっかり確認していきます。

第7章 子どもへの性被害防止と初動対応の「見える化」について

Q 海津

【子どもが「言えない理由」への想像力】

もし、子どもが勇気を出して「嫌なことをされた」「何かおかしい」と打ち明けた時、大人にまず求められるのは、何よりもその子の安全を速やかに守ることではないでしょうか。

本年10月には「こどもの権利擁護委員」制度が始まり、12月には日本版 DBS も始まります。しかし、制度を整えること以上に大切なのは、「困った時、文京区が具体的にどう自分を守ってくれるのか」が、子どもや保護者に見えていることです。

性被害や不適切な関わりは、子どもにとって極めて声を上げにくい問題です。

「学校に居づらくなるのが怖い」

「信じてもらえないかもしれない」

「親にはまだ言わないでほしい」

そうした不安から、言葉を飲み込んでしまう子どもも少なくありません。

だからこそ、「相談していいよ」と促すだけでは足りません。「相談したら、どう守られるのか」——その安心の道筋が見えていることが、子どもたちの勇気を支える土台になると考えます。

【相談後の流れの「見える化」】

そこで伺います。

学校や施設等で、性被害や不適切な関わりの疑いが生じた際、

・ 誰が最初に話を聞くのか

・ 専門的支援にどうつなぐのか

・ 秘密や安全をどう守るのか

この流れを、子どもや保護者が事前に理解できる状態になっているのでしょうか。

「相談した先に何が待っているのか分からない」という不安そのものが、声を上げることをためらわせることもあります。

だからこそ、子どもや保護者が「相談したら、こう守られる」と安心できることは極めて重要です。現在、区として、相談後の流れや守られ方について、どのように子どもや保護者へ伝えているのでしょうか。また、今後、どのような課題認識のもと、周知や仕組みの整備を検討しているのか伺います。

【「何かおかしい」を見逃さない初動対応】

次に、初動対応について伺います。

重要なのは、本人からの相談だけではありません。周囲の大人や教職員が抱く「何かおかしい」という違和感こそ、見逃してはいけないサインです。

しかし現実には、

「確証がない」

「思い違いかもしれない」

「大ごとにしたくない」

そうした迷いや遠慮から、結果として見て見ぬふりになったり、組織の中で十分に共有されないまま、問題が止まってしまうこともあります。そして、その初動の違いが、子どもの安全を守れるかどうかを大きく左右します。

学校によって、先生によって、相談先によって対応が違う——そんなことで、守られる子どもと、守られない子どもが生まれてはならないと思います。

そこで伺います。

学校、教育センター、子ども家庭支援センターなど、相談の入口がどこであっても、「違和感」の段階から、誰がどう判断し、どこまで安全確保につなげるのか。現在、初動対応の考え方や基準はどのように共有されているのでしょうか。

また、一人の教職員や職員の気づきが、見過ごされたり、組織の中で止まったりすることなく、確実に子どもの安全につながるために、現在どのような体制があり、どのような課題認識のもと整備を検討しているのか伺います。

最後に。

子どもたちが、「声を上げれば守られる」「誰かが気づけば守られる」*と心から信じられる文京区に向け、相談後の流れの伝え方や初動対応について、現在どのような課題を認識し、今後どのような検討を進めていくのか、見解を伺います。

A 区長

まず、学校や施設等での性被害等についてのお尋ねですが、学校においては教職員やスクールカウンセラー等が、児童福祉施設等においては施設職員等が初期対応を行い、こどもの心理面に配慮しながら内容を把握した上で、こども家庭支援センターや児童相談所、警察等の関係機関につなぐ体制としております。

その際には、個人情報等の取り扱いに十分配慮しながら、必要な安全確保につなげております。

また、相談を受けた際には、相談内容を丁寧に聴き取り、本人の意向や状況を確認した上で、必要な助言や関係機関との連携等を図り、可能な限り分かりやすく説明しながら対応しているところです。

こどもたちに向けて、SOSの出し方や心と体を守るための教育などを行っておりますが、性被害のおそれが生じた際の相談後の流れや安全確保の対応については、こども本人や保護者が十分に理解できるように周知していく必要があると認識しております。

今後とも、こどもや保護者がためらわずに相談できるよう、各施設等の相談窓口の一覧化や、相談後の流れを見える化したものを作成し周知徹底を図るなど、こどもの安全確保を最優先に取り組んでまいります。

次に、相談の初動対応等についてのお尋ねですが、各施設等で受ける、

こども本人や保護者からの相談の中で、不自然な様子など違和感を抱いた際には、組織として情報を迅速に共有し、緊急性や支援の必要性を判断しております。

また、性被害が疑われる場合には、関係部署等と連携し、こどもの安全確認や必要な支援につなげる
こととしております。相談先によって差が生じることのないよう、性暴力に関する国や都のマニユ
アル等を参考にしながら、引き続き、こどもの視点に立ち、違和感を早期に受け止め、適切な支援につ
なげてまいります。

次に、現在の体制や課題認識についてのお尋ねですが、
先程ご答弁申し上げたとおり、組織として情報を迅速に共有し、必要に応じて関係機関と連携して対
応しております。

一方で、職員の経験年数にかかわらず、多忙な状況の中でも、小さな気づき等を確
実に共有し、迅速な初動対応につなげていくことが重要であると認識しております。今後とも、職員
等による気づきが見過ごされることのないよう、研修等の実施により早期に共有できる環境づくりを
進めることで、こどもの安全を最優先とした対応に努めてまいります。

次に、相談後の対応等についてのお尋ねですが、先程ご答弁申し上げたとおり、
相談後の流れや安全確保の対応について、こどもたちに向けて、より分かりやすく周知していく必要
があると認識しております。

今後とも、こどもの視点に立ち、相談後の流れや守られ方を分かりやすく示していくとともに、職員
や関係機関が初動対応の考え方を共有するなどの取り組みにより、こどもの最善の利益の確保につな
げてまいります。

海津の考え

今回の答弁では、具体的な前進がありました。

区長は、性被害などのおそれが生じた際、「相談した後になくなるのか」「どのように安全が守られるのか」
について、子どもや保護者に十分理解できるよう周知する必要があると認めました。

その上で、相談窓口を一覧化し、相談後の流れを「見える化」したものを作成すると明言しました。

これは大切な一歩だと評価しています。

ただし、私が求める「見える化」は、ホームページに掲載した、チラシを配布した、という行政側の「周
知しました」で終わるものではありません。

子ども自身が見て、分かること。

「ここに相談していいんだ」

「相談したら、次はこうなるんだ」

「自分の話はこう守られるんだ」

「危険な時は、こうやって守ってもらえるんだ」

と、子ども自身が理解でき、安心して助けを求められることが「見える化」の目的です。

年齢や発達段階、障害の有無などにかかわらず、必要な情報が子ども本人に届き、理解できる伝え方になっているかという視点も欠かせません。

また、本人が声を上げられない場合もあります。だからこそ、周囲の大人が感じた「何かおかしい」という小さな気づきを組織で共有し、学校や施設、担当者によって対応に差が生じることなく、安全確保につなげる仕組みも必要です。

「声を上げれば守られる」

「誰かが気づけば守られる」

今回の答弁を具体的な仕組みにどう落とし込み、本当に子ども自身に伝わる「見える化」になるのか。そこまで確認していきます。

第8章 「自分で選ぶ」と「安全」は両立できないのか ～ 服装選択に関する判断基準の明確化について～

Q 海津

教育長に伺います。

現在、文京区立中学校において、自らの意思で私服を選んで通学している生徒がいます。

その子は、標準服そのものを否定しているわけではありません。

「自分で選びたい」という思いから私服を選びながら、式典では自ら判断して標準服を着ています。

私は、この姿は単なる反発ではなく、場面に応じて考え、自ら判断しようとする主体的な姿だと感じています。

一方で、学校からは、

「標準服でないと本校の生徒と分らず、安全上の問題がある」

との理由で指導され、標準服登校に戻した事例もあると聴いています。

私は、安全を大切にする学校の考えを否定するものではありません。

しかし、子どもの「自分で選びたい」という思いを制限するのであれば、私たち大人には、きちんと説明できる理由が必要ではないでしょうか。

そこで教育長に伺います。

文京区立小学校は全校が私服登校です。それでも学校生活も安全管理も成り立っています。だとするならば、なぜ中学校だけ標準服が必要なのでしょう。

子どもたちの

「なぜ小学校ではよくて、中学校ではだめなの？」

という素朴な疑問に、区教育委員会として、どのように説明するのでしょうか。

小学校と中学校で何が異なり、どのような根拠で整理しているのか伺います。

次に伺います。

区立中学校では、「標準服着用」が生活の決まりとして位置付けられています。

文部科学省は、校則について、その必要性や合理性を説明できること、また社会状況や子どもの実態に応じて見直すことを求めています。

そこで伺います。

区教育委員会として、各校が何の目的で、どのような理由から「標準服着用」を定めているのか、確認しているのでしょうか。

また、「標準服」とは、学校が示す推奨の服装なのか、それとも実態として着用を求める事実上の義務なのか。

「標準」と言いながら、実態が強制であるなら、その整理は必要ではないでしょうか。

区として、標準服をどのように位置付けているのか伺います。

最後に伺います。

学校は、「ルールだから守る」だけでなく、

「なぜ必要なのか」を考える力を育てる場でもあるはずです。

子どもの権利条例の観点からも、子どもが自ら考え、選ぶ権利が守られるよう、区として一定の判断基準や考え方を整理する考えはあるのか、教育長の見解を伺います。

A 教育長

区立中学校の標準服に関するお尋ねですが、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えております。

標準服については、区立小学校とは異なり、各中学校が永きにわたる伝統や校風により校則の中に定め、生徒の実情や各校の特色等を生かして運用してまいりました。

なお、小学校については、教育委員会において、これまで保護者やPTAから標準服に関する具体的なご要望はいただいております。

生徒や保護者の方々には、入学説明会や日頃の学校生活の中で、学校生活のきまりや校則についてきめ細かく説明し、それに基づいて、生徒指導を行っております。

標準服着用については校則に明記されておりますが、校則の変更については、生徒たちが話し合い、変更していくことができます。生徒会が中心となって標準服について議論し、各校・地域に合った形を模索している学校もあります。生徒会活動などをとおして、生徒が各校の校則や標準服について、自主的・主体的に話し合い、考えることは、自らの学校生活の充実や向上に向け、協力し合う良い機会であると考えております。

生徒から標準服や私服の着用など、校則の見直しについて希望があった場合、各校において、生徒や保護者、地域の方などと十分に話し合うことが必要であると認識しております。引き続き、生徒が自分事として標準服含む校則の意味を理解し、自主的に校則を守るように指導してまいります。なお、標準服のあり方については、時の変化や生徒のニーズに応じて議論し、柔軟に対応していくべきもの

と捉えております。

海津の考え

生徒自身が校則について話し合い、変更していくことができるという示されたことは重要です。

しかし、校則を見直す責任を、子どもたちだけに負わせてはならないと考えます。

子どもから「変えてほしい」という声上がるまで、現在の校則に子どもたちが納得していると捉えるのではなく、まず学校や教育委員会自身が、

「なぜ、このルールが必要なのか」

「今の時代にも必要なのか」

「子どもの権利を必要以上に制限していないか」「その制限には合理的な根拠があるのか」

と、批判的思考をもって不断に問い直す必要があります。

その上で、子どもたちにも「このルールをどう思う？」と問いかけ、意見を聴き、一緒に考えていく。

子どもが声を上げたら初めて見直すのではなく、大人の側からも、今あるルールを当たり前とせず問い直す。

それが、子どもを権利の主体として尊重する学校のあり方だと考えます。

第9章 障害の社会モデルに基づく「学校内」の学びのバリアフリー化について

Q 海津

教育長に伺います。

今回の障害児実態調査で、

「学習についていけない」と回答した子どもが34.6%に上りました。

3人に1人を超える子どもが、学校での学びに困難を感じています。

私は、この結果を、子どもの努力や能力の問題として片付けるべきではないと考えます。

障害の社会モデルに立てば、困難の原因は子ども個人ではなく、学びを阻む環境側のバリアにもあります。

つまり、

「子どもが学校に合わせられない」のではなく、

学校の側が、多様な子どもたちに合わせ切れていないという課題ではないでしょうか。

さらに今回の調査では、保護者が、差別や必要な配慮が十分でないと感じる場として、「保育園・幼稚園・学校」が最も多く挙げられました。なぜでしょうか。

本来、安心して学べるはずの場所が、最も困難を感じる場になっているとすれば、深刻に受け止める必要があります。

これは、善意や配慮の問題ではありません。
子どもの「学ぶ権利」の保障の問題です。

そこで伺います。

教育委員会は、今回の調査結果を、「子どもの課題」ではなく、「学校環境のバリアの課題」として、どのように受け止めているのでしょうか。

また、学習のつまずき、感覚過敏、集団適応、意思表示の難しさなど、多様な困難を抱える子どもたちに対し、通常学級の中で、合理的配慮や環境調整を、今後どのように進めていく考えなのか、具体的に伺います。

あわせて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、OT、ST、学校図書館司書などの専門職を、個別対応だけで終わらせず、チームとして「困ってから支援する」のではなく、「困る前に環境を整える」学校づくりへ、何をこれまでと変えて、どのようにつなげていく考えなのか伺います。

最後に伺います。

私は、子どもが学校に合わせるのではなく、学校の側が変わることこそ、インクルーシブ教育の土台だと考えます。

教育長は、学校現場の「学びのバリアフリー化」を、今後どのように進めていく考えなのか、具体的に伺います。

A 教育長

障害の社会モデルについてのお尋ねですが、
障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が障害のある人に対する差別を行わないよう徹底していくとともに、障害のある人への社会的障壁を取り除くことは社会の責務であると認識しております。

区立学校では、多様な教育的ニーズのある子どもたちが安心して学べるよう「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進するとともに、「チーム学校」として子どもたちの実態に応じた適切な支援を行っているものと認識しております。

一方、保護者の方に十分にご理解をいただけない場合もあることは認識しており、今後も子どもを中心とした建設的対話を学校と保護者が続けていくことが必要であると考えております。

次に、学校では子ども一人ひとりの特性に配慮ができるよう努めておりますが、
今回の文京区障害者（児）実態・意向調査の結果も踏まえ、適切に対応してまいります。

各学校においては、各種校内委員会を中心として、専門職も含めチームで子どもたち一人ひとりの実態をアセスメントするとともに、支援策を検討し、合理的配慮や環境調整について、組織全体で対応を進めてまいります。

なお、一部の学校へは、作業療法士を定期的に派遣しており、その効果を検証しながら各学校の要望や状況に応じて引き続き支援してまいります。障害の有無に関係なく、すべての子どもが安心安全に学校生活を送ることができるよう、子どもの困り感に対しては、組織的に個に応じたアプローチをしていくことが必要であると捉えております。引き続き、国や都の動向も注視しつつ、保護者・地域の声に耳を傾け、子ども一人ひとりが充実した学校生活を送れるよう努めてまいります。

海津の考え

教育長が、「障害のある人への社会的障壁を取り除くことは社会の責務」と明確に答弁したこと、また、合理的配慮や環境調整を専門職も含めて「組織全体で対応する」としたことは評価したいと思います。

一方で、気になった答弁もあります。

教育長は、「保護者の方に十分にご理解をいただけない場合もある」と述べました。しかし、私はここにこそ、学校の側から考えてほしい課題があると思います。

学校は、本来、教育のプロフェッショナルの集団です。

子どもたちに学ぶ面白さを伝え、知的好奇心を育み、一人ひとりが「分かった」「もっと知りたい」と思える学びをつくる。そのために何が必要なのかを考えるのは、まず学校の役割ではないでしょうか。

保護者が子どもの困りごとを訴え、合理的配慮を求めて初めて学校が動くのではなく、学校自身が、「この子は何ができないのか」ではなく、「何を変えれば、この子は学びやすくなるのか」と考え、必要な環境調整を提案していく。それが教育の専門性だと考えます。

そして、学校が「できない理由」を説明し、それを保護者が受け入れなかった時に、「保護者に理解していただけない」と捉えるだけでは、建設的対話にはなりません。

問われるべきは、
本当にできないのか。
別の方法はないのか。
学校のこれまでのやり方を変えることで可能にならないのか。

ということではないでしょうか。

もちろん、すべての要望をそのまま実現することが合理的配慮ではありません。だからこそ、できる・できないを学校だけで決めるのではなく、子ども本人の声を中心に、保護者、教員、そして必要に応じてOTやSTなどの専門職も一緒になって、よりよい方法を探していくことが大切です。

今回の調査では、「学習についていけない」と感じている子どもが34.6%に上りました。

3人に1人を超える子どもが困っているのであれば、もはや一人ひとりの子どもだけの問題として捉えることはできません。

保護者から合理的配慮を求められるのを待つ学校から、学校自身が学びのバリアを見つけ、取り除いていく学校へ。

子どもが学校に合わせるのではなく、学校もまた、多様な子どもたちに合わせて変わっていく。

私は、そこまで進んで初めて、「障害の社会モデル」に基づく学びのバリアフリーになると考えています。3人に1人を超える子どもが困っているのであれば、もはや一人ひとりの子どもだけの問題として捉えることはできません。

保護者から合理的配慮を求められるのを待つ学校から、学校自身が学びのバリアを見つけ、取り除いていく学校へ。

子どもが学校に合わせるのではなく、学校もまた、多様な子どもたちに合わせて変わっていく。

私は、そこまで進んで初めて、「障害の社会モデル」に基づく学びのバリアフリーになると考えています。